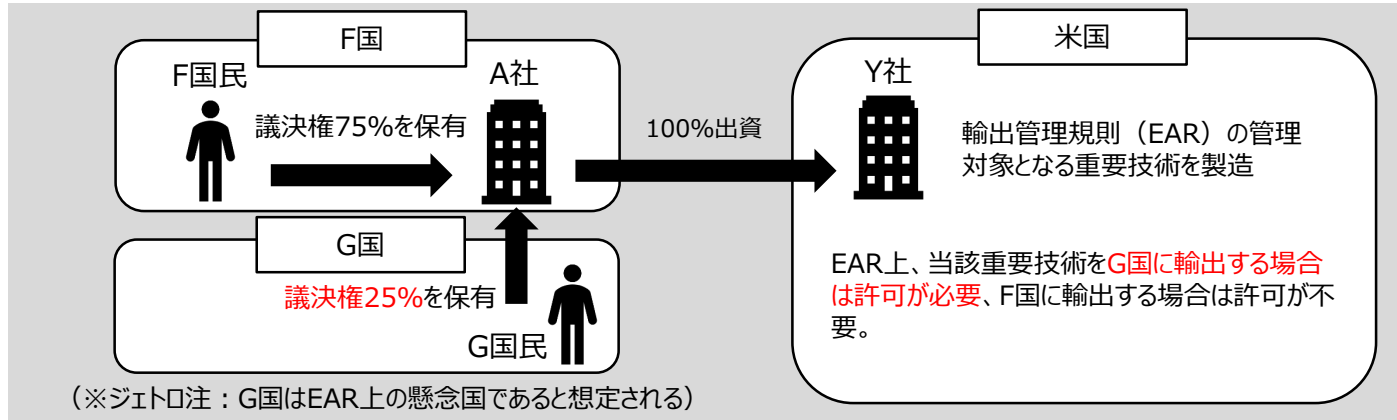
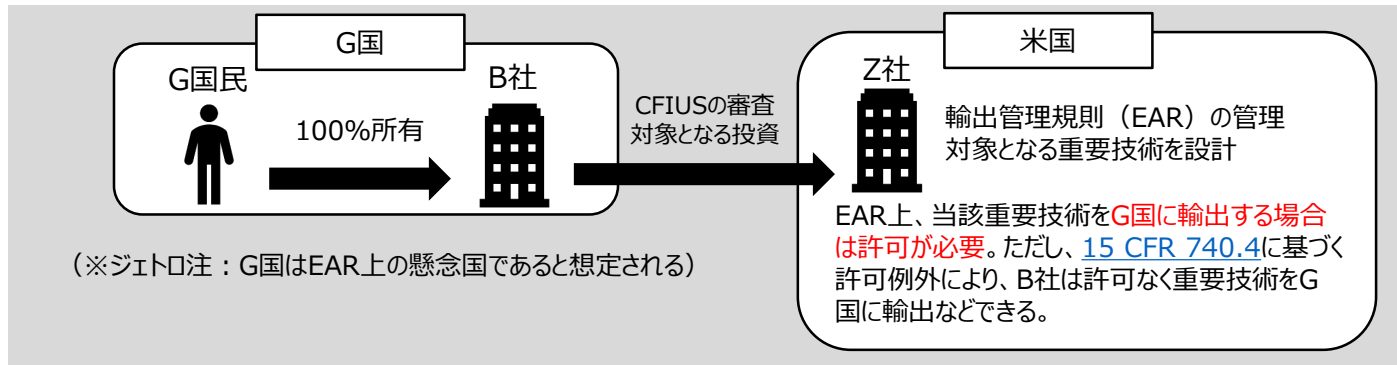


■米財務省が官報で示しているCFIUSへの申告が義務となる/ならない事例

・事例1（申告が義務となるケース）



・事例2（申告が義務となるケース）



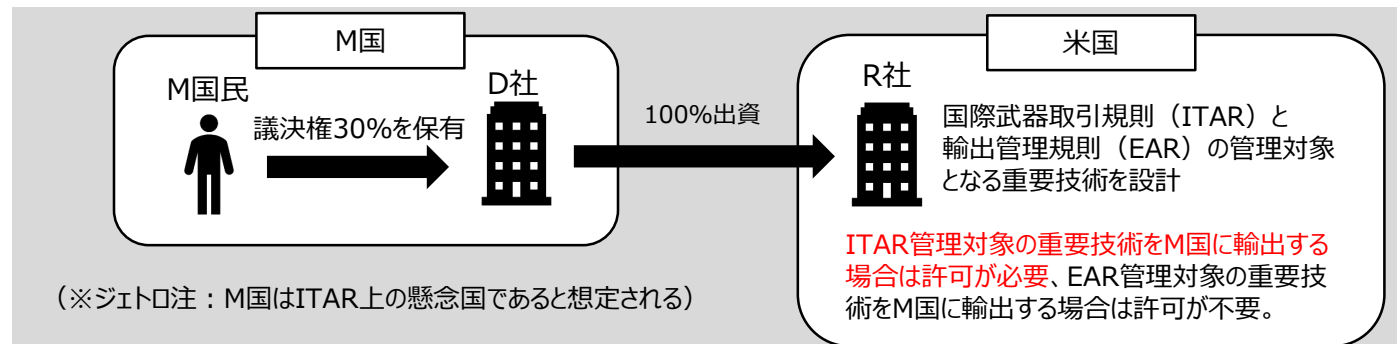
・事例3（申告が義務とならないケース）

事実関係は事例2と同様だが、B社は [15 CFR 740.20](#) の(c)(1)に基づく許可例外により、B社は許可なく重要技術をG国に輸出などできる。

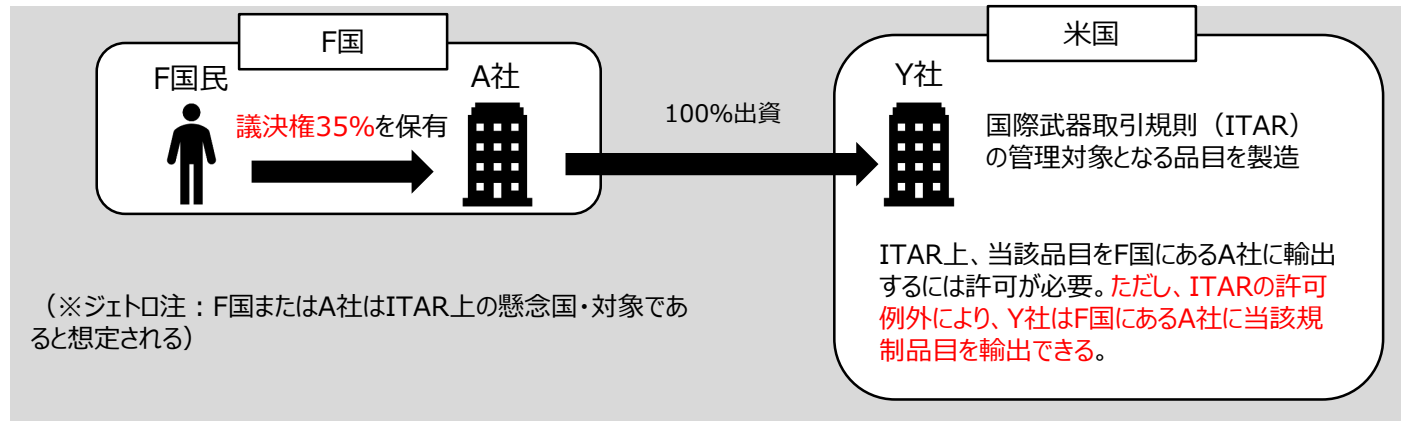
今回の変更案では、輸出管理規則（EAR）などで認められている下記の限られた許可例外に該当する場合は、CFIUSへの申告が義務とならないとしている。

- [15 CFR 740.17](#) (b)で規定されている、暗号化製品・ソフトウェア・技術等にかかる許可例外（ENC）
- [15 CFR 740.13](#)で規定されている、規制対象外の技術・ソフトウェア等にかかる許可例外（TSU）
- [15 CFR 740.20](#) (c)(1)で規定されて（CB）規制、核不拡散（NP）規制、地域安定（RS）規制、犯罪防止（CC）規制、重要品目（SI）を[カントリー・グループA:5](#)の国に輸出等する場合の許可例外（STA）
- [10 CFR 810.6](#) (a)で規定されている、[特定の国](#)の施設での原子力、国家安全保障（NS）規制、化学・生物兵器関連物質の製造への関与にかかる許可例外

・事例4（申告が義務となるケース）



・事例5（申告が義務となるケース）



【免責条項】

本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。正確な内容は、米国政府発表の官報および米国連邦規則集（CFR）の該当条項の原文をご参照下さい。